

○大崎市エコ改善推進事業補助金交付要領

令和 7 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は，大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 1 4 条の規定に基づき，大崎市エコ改善推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前申込の受付期間)

第 2 条 要綱第 5 条第 1 項に規定する事前申込の受付期間（以下「受付期間」という。）は，別表第 1 に掲げる基準日に応じた期間とする。

(交付申請の期間等)

第 3 条 要綱第 6 条第 1 項に規定する交付申請の期間（以下「申請期間」という。）は，次の各号の区分に応じ，当該各号に定める期間とする。
次に掲げる区分に応じた期間とする。

(1) 令和 7 年 7 月 1 日から同月 3 1 日まで

2 要綱第 6 条第 1 項に規定する書類は，別表第 2 の左欄の区分に応じ，それぞれ同表右欄に掲げる書類とする。

(交付申請の方法)

第 4 条 要綱第 6 条第 1 項に規定する交付申請については，大崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第 3 条の規定に基づき，電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法による申請を行うことができる。

附 則

この告示は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

基準日	受付期間
補助事業の対象となる設備の引渡日。ただし、住宅又は事務所等の新築と同時に当該設備を設置した場合にあっては、当該住宅又は事務所等の引渡日。	（１）基準日 令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで （２）受付期間 令和 7 年 6 月 2 日から同月 3 0 日まで

別表第 2（第 3 条関係）

区分	必要書類
共通	（１）対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し （２）領収書の写し（分割払い、割賦払い又はローンの場合、その契約書の写しに代えることができる。） （３）申請住宅又は事務所等の全体写真（カラー） （４）対象設備の設置写真及び銘板写真（カラー） （５）振込口座の通帳の写し又は振込口座情報の確認ができるもの ※家庭用生ごみ処理機・処理容器は（１）不要
太陽光発電設備設置事業	（１）引渡証明書 （２）電力受給契約確認書の写し又は系

	統連系に係る契約書の写し (3) 太陽光システムの配置図 (4) 太陽光システム（全太陽電池モジュール）の出力対比表
定置用リチウムイオン蓄電池導入事業	(1) 電力受給契約確認書の写し又は系統連系に係る契約書の写し (2) 次に掲げるいずれかの書類のうち、引渡日、購入者名、設置場所、販売店名、メーカー名、型番号及び製造番号等の製品情報が確認できる書類 ア 蓄電システムの保証書の写し イ 出荷証明書の写し ウ 検査成績書の写し エ 設備引渡証明書 (3) 太陽光システムを設置していることが分かる写真等
V2H充放電設備設置事業	(1) 電力受給契約確認書の写し又は系統連系に係る契約書の写し (2) 次に掲げるいずれかの書類のうち、引渡日、購入者名、設置場所、販売店名、メーカー名、型番号及び製造番号等の製品情報が確認できる書類 ア V2H充放電設備の保証書の写し イ 出荷証明書の写し ウ 検査成績書の写し

	エ 設備引渡証明書 (3) 太陽光システムを設置していることが分かる写真等
家庭用高効率給湯器設置事業	次に掲げるいずれかの書類のうち，引渡日，購入者名，設置場所，販売店名，メーカー名，型番号及び製造番号等の製品情報が確認できる書類 (1) 高効率給湯器の保証書の写し (2) 納品書の写し (3) 設備引渡証明書
家庭用生ごみ処理機・処理容器導入事業	(1) 次に掲げるいずれかの書類のうち，引渡日，購入者名，設置場所，メーカー名，型番号等の製品情報が確認できる書類 ア 生ごみ処理機・処理容器の保証書の写し イ 納品書の写し ウ 取扱説明書の写し ウ 検査成績書の写し (1) 対象機器に生ごみを投入している様子の写真（カラー） (2) 対象機器に生ごみを投入したのち，生ごみが減量化又は堆肥化した様子が確認できる写真（カラー）